

名古屋市告示第324号

指定公金事務取扱者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2第 1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

令和 7年 6月17日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地  
愛知県刈谷市桜町 3丁目 3番地  
サンエイ株式会社  
代表取締役 川瀬 廣正
- 2 指定公金事務取扱者に委託した徴収に関する事務に係る歳入  
名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第12条第 1項に規定する展望塔（東山公園）の使用料
- 3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日  
令和 7年 4月 1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日  
令和 7年 4月 1日

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課